

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
1	3-1	政策局	地方創生室	あじさい公園について あじさい公園の利用者数等を調査した上で、あじさい公園の現状を把握する必要がある。加えて、あじさいの里のみを存続させる等、あじさい公園を縮小する、ひいては、あじさい公園を廃止することも含めて、早急にあじさい公園の運用方法等を検討する必要がある。	対応予定	あじさい公園の利用・未利用部分の現地調査を行い、令和5年度にあじさいの里とその利用者用駐車場及び歩道部分のみの借受面積での契約変更に向け、地権者と協議中である。また、あじさいの里の今後の運用を検討するため、地権者（加茂神社）及び地元自治会と協議を行う中で、地元よりあじさいの里の存続要望とあじさいの植栽協力の申し出があったため、令和5年3月にあじさいの再生に向け地元の協力によるあじさいの苗の植栽を行った。今後は地元と協力しながら、あじさいを維持し、あじさいの里の存続に努める。	R5.5.9
2	3-2	政策局	危機管理室	交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボードについて 現在、普通財産に分類されているが、行政目的を有するものであると考えられるため、公用財産あるいは公共用財産に分類することが望ましい。	対応済	交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボードについて、公共用財産に分類済み。	R5.5.9

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
3	4-1	財政局	管財課	未利用財産等引継マニュアルの規定について 未利用財産引継マニュアルにある「姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず」という文言は、規則の例外を定めた誤解を生じさせるため、適切な文言への修正を検討する必要がある。	対応済	令和6年3月12日修正済み 修正の概要 （１）引継マニュアル9ページ【整備等に関する原則、確認事項】②に以下の文章を追加する。産業廃棄物に関する部署と協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用の有無を確認すること。 （２）引継マニュアル10ページ③引継不要（不適當）財産において、「姫路市公有財産規則30条の規定にかかわらず」を「姫路市公有財産規則5条第2項但書の「管財課に所属させるものが不適當と認められるもの」に該当し」とする。 （３）引継マニュアル10ページ【その他の注意事項】③引継不要（不適當）財産iv中「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するための貸付け」を「一定の行政目的の用に供するための貸付け」とする。 （４）引継マニュアル12ページ9引継に係る必要書類等一覧に、「・その他（旧土地台帳、閉鎖登記簿、和紙公図等）」、「・ガス配管図」を追加する	R7.3.7
4	4-2	財政局	管財課	高額土地の買入れ又は売払い時の手続きについて 1件5,000平方メートル未満の土地であっても、買入れ又は売払いの予定価格が高額になる場合には、金額の基準を設定したうえで、議会への付議事項とする、あるいは報告事項とすることについてのルールを設定するなど、より慎重な手続きを経ることについて検討することが望まれる。	相違	現在、案件ごとに、施策の内容等から各局が重要と判断するものについては報告事項として対応している。 一律に金額の基準を設定しルール化するのではなく、引き続き個別の案件ごとに議会への報告の有無を検討すべきと考える。	R5.5.11
5	4-3	財政局	管財課	永久無償貸付地について（管財課所管分） 管財課の所管する自治会への永久無償貸付地のうち、1つの財産口座については、公有財産運用委員会において、自治会への譲与・貸付（無償）案が承認されており、自治会との協議を継続することが望まれる。残る2つの財産口座についても、公有財産運用委員会の審議結果の付加事項に従い、今後の取扱いについて引き続き検討を進め、公有財産運用委員会に諮ることが望まれる。	対応予定	引き続き協議は継続し、2つの財産口座については、取扱いを検討する。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
6	4-4	財政局	管財課	公有財産管理システムの口座所在地について 公有財産管理システムの入力・登録項目に、「口座所在地」があるが、この所在地に姫路市役所とは無関係な所在地が登録され、郵便番号も加古川市役所のものとなっているデータが多数見受けられる。このようなデータについて、適切な内容に修正することが望ましい。	対応済	令和6年9月24日修正済み 修正の概要 対象データの件数が10,000件以上あり、当初「安田四丁目1番地」に一括修正する方針であったが、根本的な解決を図れないことから、以下の方針に変更した。 ①所在地に「安田」を含む口座情報を抽出する。 ②建物情報を有している場合、建物情報の住所に置き換え。 ③建物情報を有していない場合、土地情報の住所に置き換え。 ④建物情報及び土地情報を有していない場合、借受情報の住所に置き換え。 上記の方針でシステム運用サポート・保守業務委託先へ一括修正を依頼。 令和6年9月24日に作業完了確認。	R7.3.7
7	4-5	財政局	管財課	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その1） 姫路シーサイドゴルフコースの用地として（一財）姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている土地は、管財課と企画政策室に所属している。当該土地について、現在所属している課・室のいずれに所属させるかについてはそれぞれメリットとデメリットがあるが、これらを比較衡量したうえで、全庁的な観点から所属させる課・室について再度検討することが望まれる。	対応予定	現状の利用状況及び今後の当該地の利用計画等を勘案した上で、所管課について関係課と調整したい。	R5.5.11
8	4-6	財政局	管財課	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その2） 公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地の財産口座にグルーピングされている土地のうちの1筆は港湾堤防敷として兵庫県に無償で貸し付けられているものである。公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、当該土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けて、名称も港湾堤防敷としての貸付けが明らかになるようなものにするのが望ましい。	対応済	新たに「港湾堤防敷貸付地（元大塩最終埋立処分場）」の口座を作成し、該当口座から分離済。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
9	4-7	財政局	管財課	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その3）	対応済	新たに「大塩遊休地（元大塩最終埋立処分場）」の口座を作成し、該当口座から分離済。	R5.5.11
				公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地という財産口座にグルーピングされている土地の中に姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないものが含まれている。公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、これらの土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けるとともに、財産口座の名称も姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないことが明らかになるようなものにすることが望ましい。			
10	4-8	財政局	管財課	家島町内の貸付地について 旧家島町からの承継財産で貸付地（普通財産）として登録されている土地のうち、貸付契約書の所在については調査が必要なものがある。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	対応予定	利用状況について調査の上、必要に応じて貸付契約の締結を検討する。	R5.5.11
11	4-9	財政局	管財課	代替用地（香寺町岩部）について 当該土地は、現在代替地ではなくなっており、また、同一の地番には姫路市の貸付地となっている部分もある。しかし、それぞれの部分を明確に特定することはできない。口座用途が代替地となっている部分について、代替地として使用の予定がないのであれば、口座用途が貸付地の部分と統合して、一つの物件として公有財産台帳に登録することについて検討する必要がある。	対応済	一つの物件として財産口座を統合済。	R5.5.11
12	4-10	財政局	管財課	山畑新田処分予定地について 当該土地の実態は隣接地と一体で駐車場の敷地となっているが、過去の分筆時に境界は確定しており、売却を検討した記録もあるものの、現在のところ売却には至っていない。当該土地については、境界は確定しており、売却は可能な状態にあることから、機会を捉えて隣接者等への売却について再度検討することが望ましい。	対応予定	当時は価格交渉において折り合いがつかなかったが、機会をみて引き続き売却に向けて検討する。	R5.5.11
13	4-11	財政局	管財課	復興区画整理事業用地処分予定地について 当該土地は、令和3年度中に区画整理補償課から管財課へ所属替の手続が行われ、現在は復興区画整理事業用地のグループからは外れている。財産口座名称を過去に復興区画整理事業用地であったことを明示する名称に変更することが望ましい。	対応済	口座名称を「旧復興区画整理事業用地処分予定地」へ修正済。	R5.5.11

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
14	4-12	財政局	管財課	口座用途が「集会所」となっているその他の土地について その他の口座用途が集会所となっている土地は、土地の所在地の自治会に貸付けが行われているが、公有財産台帳上の財産口座名称について、集会所の敷地となっていることや、貸付地であることが明示できるものに修正することを検討する必要がある。	対応済	対象口座すべての名称を「〇〇集会所敷地」へ修正済。	R5.5.11
15	4-13	財政局	管財課	網干川河川敷埋立余剰地について 管財課に所属している当該土地は、道路管理課が所管しているポケットパークとして利用されており、公園緑地課に所属する工作物が設置され、公有財産台帳に登録されている。したがって、当該土地については、行政財産（公共用）に財産分類を変更し、管財課以外の適切な課室の所属とすることを検討する必要がある。	対応予定	当該地については公園緑地課に対し使用承認がなされているが、利用実態を鑑み所属替について公園緑地課と調整を行う。	R5.5.11
16	4-14	財政局	管財課	田寺東二丁目市有地（農業センター跡地）について 当該土地は、現在、駐車場用地として、有償で民間企業に貸し付けられており、現況は遊休状態ではないといえる。したがって、公有財産台帳上の口座用途を貸付地に変更することが望ましい。	対応済	口座用途を「貸付地」へ修正済。	R5.5.11
17	4-15	財政局	管財課	大塩町宅地について 当該土地は延命地藏堂の敷地であるが、教育委員会が地藏堂に文化財としての価値を認めているのであれば、当該土地を教育委員会に所管換し、行政財産（公共用財産）として管理することを検討する必要がある。並行して、当該土地を今後も市有地としておくのが妥当かどうか、地元と協議のうえで検討する必要がある。さらに、現在、当該土地は、姫路市が何らかの具体的な事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。	対応予定	教育委員会と協議のうえ、所管替又は口座用途変更の検討を行う。	R5.5.11
18	4-16	財政局	管財課	八重畑駐在所跡地について 当該土地は、未利用の状態であり、空地となっているが、国道沿いに所在している土地であることから、処分や利活用ができる可能性はあるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用の方法について再度検討することが望ましい。	対応予定	売却処分の検討を行う。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
19	4-17	財政局	管財課	香寺民俗資料館について 資料館を運営している（一財）香寺民俗資料館と姫路市の間での貸付契約書の所在等については調査が必要である。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、資料館の運営先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	対応済	香寺町中仁野336番1について 香寺町町史編集室作成の香寺町近現代史年表によると、民俗資料館の運営に町長名で加入し、敷地を取得し貸与することを議会に議決し可決される旨記載されている。香寺町第92回議案第36号（昭和46年6月11日）にて議案が提出されており、香寺町中仁野336番（国土調査により現在の336番1となっている）の土地を取得し財団法人が存続する限り無償で貸付する内容が確認できた。 香寺町中仁野336番5について 駐車場が不足することから民族資料館と旧香寺町の協議の結果、香寺町が昭和61年5月に取得し民俗資料館駐車場として現在に至るまで使用していることが確認できた。 現在、民俗資料館敷地及び利用者駐車場として無償で使用されている土地であるが、使用貸借契約書が確認できなかったため、令和6年5月28日開催の公有財産運用委員会に付議し、改めて貸付契約を締結することの承認を得たのち、令和6年6月1日貸付契約を締結した。	R7.3.7
20	4-18	財政局	管財課	旧給食センター跡地について（その1） 当該土地は、現在は更地となっており、利活用ができる可能性はあると考えられるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用について再度検討する必要がある。	対応予定	調査を行い、対応を検討する。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
21	4-19	財政局	管財課	旧給食センター跡地について（その2） 現地を視察したところ、当該土地の付近には北部道路事務所に所属する建物の他にも建造物が所在していると見受けられた。管財課の調査の結果、当該建造物の公有財産台帳への登録もれがあったということが判明した場合には、公有財産台帳への登録を行うよう改善の検討が必要である。	対応予定	調査を行い、所属替を検討する。	R5.5.11
22	4-20	財政局	管財課	旧市役所南車庫（交通）について 事業廃止された姫路市営バスの市役所南車庫として使用されていた土地である。現在は利用の状況から姫路市としては当該土地の処分は予定しておらず、実質的には市役所本庁舎の財産群を構成していると考えられる。財産分類を現状のように普通財産としておくのが最適なのかどうかについて、再度検討することが望ましい。	対応予定	財産分類について検討する。	R5.5.11
23	4-21	財政局	管財課	家島町の港湾施設用地について 土地の表面にはコンクリート製の護岸があり、一見すると岸壁のように見受けられた。これらの土地の護岸については公有財産台帳には登録されておらず、管財課の調査が必要である。調査の結果、仮に、市有地についても公共用の岸壁のように利用されているということが確認されれば、状況に応じた適切な事務処理を進めることが望ましい。また現状のように、専門部署でない管財課が港湾施設に関連する財産を所管するのが最適であるかどうかについて、市全体で再度検討することが望ましい。	対応予定	財産の所管について検討する。	R5.5.11
24	4-22	財政局	管財課	安志北の台ガス基地について 現地は植栽が整えられており、公園あるいは庭園のような利用のされ方であると見受けられた。このため、ガス基地ではないことは明らかである。管財課においても当該土地に関する経緯や現況を調査したうえで、誤解を生じないように財産口座名称を変更することが望ましい。	対応済	口座名称を「旧安志北の台ガス基地」へ修正済。	R5.5.11

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
25	4-23	財政局	管財課	開発行為（夢前町護持）について 現地は金属製フェンス（金網）で囲まれており、コンクリートブロック造の建物がある。当該土地・建物についての詳細は、管財課による調査が必要である。調査の結果、仮に上記の建物の所有者が判明した場合には、所有者と建物の適切な処置について協議をすることが望ましい。また、当該土地について、財産口座名称に所在地を含める等、財産の特定ができるものに修正することが望ましい。	対応予定	調査を行い、対応を検討する。併せて財産口座名称の修正を行う。	R5.5.11
26	4-24	財政局	管財課	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その2） 現地視察では現地は駐車場として利用されている可能性があるが見受けられたが、貸付契約書の所在については調査が必要とのことであった。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	対応予定	使用状況について調査を継続し、必要に応じて貸付契約の締結を検討する。	R5.5.11
27	4-25	財政局	管財課	西庄山市有地について 兵庫県立循環器病センターへの貸付地の山側部分の土地である。循環器病センターは閉院となり、敷地の兵庫県への貸付の終了後に利活用や処分についての検討がなされることになる予想されるが、西庄山市有地についても併せて利活用や処分についての検討を行うことが望ましい。	対応予定	調査を行い、対応を検討する。	R5.5.11
28	4-26	財政局	管財課	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について 管財課に所属する普通財産で「山林」とされているものがあるが、実態については、詳細は不明なものがあるとの回答があった。現状のように普通財産であるからという理由で管財課の所属としておくのが果たして妥当なのかどうかという点について、全庁的な視点から再度検討を行うことが望ましい。	対応予定	調査を行い、対応を検討する。	R5.5.11

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
29	5-1	財政局	工事技術検査室	工事技術検査室の所管する用地に係る維持管理について 現在工事技術検査室が所管する残土処分地を、今後も本庁舎に所在する工事技術検査室の所管として維持管理を行うのが最適であるかどうかについて、全庁的な視点から再度検討することが望ましい。	対応予定	当該土地は、合併時に普通財産として工事技術検査室が所管している。これらの土地は残土処分地の跡地であり、工事技術検査室が利用することを目的として所管していない。また、工事技術検査室に所属させる理由を示した書面等も残っておらず維持管理のみ行っている状況である。 この度の監査の意見を受けて、管財課と土地の所在地に地理的に近い場所にある事務所などと協議や相談を実施する予定。	R5.5.11
30	5-2	財政局	工事技術検査室	町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地（山林）について 不法投棄を未然に防止するために、現地の入口のバリケードについて、倒れていない状態を保持し続けることが望ましい。また、バリケードの設置等のみでは侵入を完全に防止できないことから、不法投棄の有無を確認することも望まれる。これらのために、巡回の回数を増やすなどの対応をすることが望ましい。	対応済	侵入防止用の鎖が外れて用地内に車両進入が可能な状況であったが、1月に鎖を張りなおし鍵をかけるとともに、進入禁止の案内板を取り付けた。 用地の巡回については、令和3年度に7回、令和4年度に5回実施しているが、2か月に1回程度巡回を予定している。	R5.5.11

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
31	6-1	市民局	家島事務所	姫路市と自治会との間の永久土地使用貸借について 形式的には姫路市を所有者として登記し、自治会へ永久無償貸付を行っている土地には、所有者の実質と形式が異なる等の問題があるため、解決に向けて検討を進め、方針を定めることが望ましい。	対応予定	家島地域には、当該案件を所管している担当課が複数あることから、管財課及び各自治会との協議の場を設け、見解、意向等を聴取した上で、市としての統一的な見解（方針）を定め、今後の対応を図っていきたいと考えている。	R5.5.12
		市民局	生涯現役推進室	姫路市と自治会との間の永久土地使用貸借について 形式的には姫路市を所有者として登記し、自治会へ永久無償貸付を行っている土地には、所有者の実質と形式が異なる等の問題があるため、解決に向けて検討を進め、方針を定めることが望ましい。	対応済	令和 6 年 3 月末で当該建物を用途廃止し、令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間の市有不動産使用貸借契約を自治会と締結しています。 この契約において、土地部分については永久無償貸借の覚書にかえて使用貸借契約を結ぶことを記載しており、このことにより、永久無償貸借の覚書から当該土地部分が削除され、実質的にも形式的にも所有者が姫路市であると自治会と合意しました。	R6.4.17
32	6-3	市民局	家島事務所	有休状態の土地の管理について 普通財産として保有している国民健康保険家島診療所の隣接地について、のり面の擁壁が一部崩れていたり、亀裂の入った状態となっているため、緊急時におけるリスク検討を行い、擁壁の補修について適切な対応をとることが望まれる。	対応予定	住民の生命及び財産を守るため、本年度は、現地調査を実施し、2 か年計画（令和 6 年度：実施設計、令和 7 年度：本工事）で災害防止対策を講じたいと考えている。	R5.5.12

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
33	6-4	市民局	家島事務所	家島事務所の仮眠用設備について 家島は離島であり、場合によっては長時間本土との交通が途絶える可能性がある。緊急時に職員が適切に対応できるよう、また職員の健康・安全へ配慮し、家島事務所内に仮眠用の設備を設置することが望ましい。	対応予定	現況の施設のスペース利用での対応を図っていききたいと考えている。 具体的な対応策としては、2F「わくわく広場スペース（有効面積：50㎡、収容人員：25名）、会議室（有効面積 68㎡、収容人員：34名）、1F相談室（有効面積：7.5㎡、収容人員：3名）を仮眠用のスペースとして活用し、寝具（毛布）、床の緩衝材（クッション）の購入等を図ることで環境整備を行い、仮眠する職員の健康と安全性等を確保していききたいと考えている。 災害対応業務の遂行に当たっては、様々な課題があることから、人事当局と協調しながら、職員が安全・安心できる環境づくりを進めていききたいと考えている。	R5.5.12
34	6-2	市民局	駅前市役所	駅前市役所の借受料について 駅前市役所の賃貸借契約の更新に際し、借受料の見直しにあたって、近隣相場との比較が行われておらず、また、共益費として負担している金額が妥当であるのかについて検討が行われていないなど、検討内容が十分でないと考えられる。今後、借受料を維持するかどうかの判断過程における検討内容について、より充実させることが望ましい。	対応済	駅前市役所の借受料については、3年に1度公有財産運用委員会に諮っているところであり、監査での指摘事項を踏まえた山陽百貨店との協議を行い、令和6年2月の委員会において賃借料の減額を行った。また、仮に移転した場合の市民の利便性やコスト面での影響も考慮した上で今後の駅前市役所の在り方の検討を行っているところである。	R6.10.7

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
35	14-5	市民局	住民窓口センター	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センター所管が所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うこと全庁的に検討することが望まれる。埋蔵文化財センターは、所管する置塩城跡山麓の「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化センターに所管換することについて検討する必要がある。）	対応予定	「櫃蔵神社公衆便所」については、旧夢前町が設置・管理していたものを合併後の所管替を経て現在住民窓口センターが管理している。住民窓口センターは主に住民票や戸籍関連の事務を行う部署であり、公衆便所の今後の在り方を総合的に判断することは困難であるため、公園緑地課や埋蔵文化財センターと調整しながら、一体的な管理運営や今後の在り方の検討体制などを整理していきたい。	R5.5.12
		建設局	公園緑地課	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センター所管が所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うこと全庁的に検討することが望まれる。埋蔵文化財センターは、所管する置塩城跡山麓の「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化センターに所管換することについて検討する必要がある。）	対応予定	公園緑地課は、現に市立公園として開設している区域の土地を所管しているため、今後の置塩城跡の整備にあわせて所管する部署を検討していきたい。	R5.5.12
		教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センター所管が所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うこと全庁的に検討することが望まれる。埋蔵文化財センターは、所管する置塩城跡山麓の「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化センターに所管換することについて検討する必要がある。）	対応予定	公園緑地課と所管換えについて協議したい。	R5.5.10

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
36	6-5	市民局	人権総務課	財産分類の登録誤りについて 人権総務課の所管する総合センターは公共用財産に分類すべきところ、普通財産に分類されているため、財産分類の修正を行うことが望ましい。	対応済	誤った登録であったので、公有財産台帳を修正し、公共用財産に分類した。	R5.5.12
37	7-1	環境局	北部美化事務所 管財課 市民活動推進課	香寺町矢田部819－7の土地及び建物について 建物は北部美化事務所が所管する車庫・詰所として使用中であり、公用財産にあたるが、その敷地である土地は管財課所管の普通財産として公有財産台帳に登録されており、整合性が取れていない。土地を北部美化事務所に所属替し、公用財産に分類するとともに、適切な口座用途に変更のうえ管理することが望まれる。	対応済	当該土地には、北部美化事務所が所管する香寺環境センター車庫・詰所以外に、市民活動推進課が所管する香寺公民館、及び道路総務課が所管する市道香呂1・3号線が存在するため、管財課、市民活動推進課及び道路総務課と協議し、当該土地を普通財産から公用財産へ変更するとともに、以下のとおり公有財産台帳上での「管理上の分割」により各所属へ所属替を行った。 【管理上の分割前】 ・管財課 3,360.38㎡ 【管理上の分割後】 ・北部美化事務所 1,840.38㎡ ・市民活動推進課 843.10㎡ ・道路総務課 676.90㎡	R6.8.13
38	8-1	健康福祉局	保健福祉政策課	自治会共同墓地について（覚書の管理について） 自治会共同墓地は、自治会との覚書において修繕等維持管理責任が自治会側にあることを示すことにより対応しているが、自治会については覚書の所在に調査が必要とのことであった。仮に覚書が交わされていないということが判明した場合には、自治会と覚書を交わすよう改善の検討が必要である。	対応済	当課で管理している書類の確認を行ったところ、該当の2自治会と交わした覚書は見当たらなかった。各自治会と覚書を交わした昭和55年決裁の添付書類や公印押印記録から、該当2自治会については、当初より覚書を交わしていなかったものと思われる。 よって、墓地の現況確認や自治会との協議等を行い、令和6年5月22日付で、該当の2自治会と、他の自治会と交わしているものと同内容の覚書を交わした。	R6.5.31

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
39	8-2	健康福祉局	保健所総務課	坂田町の保健所について（公有財産台帳の財産分類区分について） 坂田町の保健所の土地及び建物は、利用状況から、中央保健福祉サービスセンター及び中央保健センター以外の部分については、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。（なお、中央保健福祉サービスセンター部分及び中央保健センター部分を分けることが難しい場合には、主たる用途が公用なので全体を公用財産に変えることも考えられる。）	対応済	保健所の土地及び建物については、現在、主に事務所として使用しているため、ご意見に沿って、財産分類区分を公用財産に変更した。	R5.5.12
40	8-3	健康福祉局	保健所衛生課（動物管理センター）	動物管理センターについて（公有財産台帳の財産分類区分について） 公有財産台帳では、動物管理センターの土地及び建物は、公共用財産となっているが、保健所職員が執務する場所であったので、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。	対応済	公有財産台帳の財産分類区分を公用財産に変更した。（異動日：令和5年2月24日）	R5.5.12
41	8-4	健康福祉局	保健所総務課	保健福祉サービスセンターについて（機能訓練室及び健診室の有効活用について） 組織再編により、保健福祉サービスセンターに設置されている機能訓練室や一部の保健福祉サービスセンターに設置されている健診室の稼働率は、大きく低下している。今後、これら機能訓練室や健診室の利用率向上に向けた取組みを進めていくことが望まれる。	対応予定	F Mゲンキで保健福祉サービスセンターの施設紹介をし、市民へ施設周知の広報を行ったが、利用率向上に結び付いていない。 新型コロナウイルスへの対応終了後、利用率向上に向けての新たな取組を検討するとともに、制度改正により本来の目的としての使用がなくなった機能訓練室、健診室を他の目的での使用を含めて検討を行う。	R5.5.12
42	9-1	産業局	農政総務課	旧山之内幼稚園施設について 当該土地及び建物は、公有財産台帳上、口座用途区分をその他の普通財産として登録されている。しかし、現在は貸付けが行われているため、口座用途区分は貸付地とすることが望ましい。	対応済	当該土地及び建物について、令和4年9月30日に公有財産台帳上の口座用途区分を貸付地として変更登録した。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
43	9-2	産業局	中央卸売市場	現中央卸売市場の移転後の跡地について 現在の姫路市中央卸売市場が移転し、令和 5 年 3 月 13 日に新市場が開場すれば、広大な跡地が残り、その跡地の有効な利活用が重要になってくる。現在検討されている市立高等学校の校舎新設を含め、市場跡地の利活用にあたって跡地を買取る方針となった場合には、用地買収の遅れで事業が大きな制約を受けることのないよう、事業化の方針決定を速やかに行っていくことが望ましい。	対応予定	現在、中央卸売市場の跡地については、市立高校の統合新設の候補地として検討を継続しており、令和 5 年 3 月末を目途に方針決定できるように進めてきた。しかし、方針として決定するにはもう少し丁寧に地権者に聞き合わせをする時間が必要であることから、方針決定は 4 月以降としており、令和 5 年第 1 回市議会定例会においても答弁している。 今後、最終的な方針決定を進め、議会等で表明していくとともに、用地買収の遅れで事業が大きな制約を受けることのないよう、事業化の方針決定を速やかに行っていくきたい。	R5.5.11
45	9-3	産業局	産業振興課	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザ、坊勢漁港ふれあいプラザともに、建物と土地の所管部署が異なっているため、建物及び土地を同一の部署に所管させることが望ましい。	対応予定	家島港ふれあいプラザの敷地は、同施設を設置するための土地であるため、土地の所管課を管財課から産業振興課に変更し、土地・建物を産業振興課の一括管理とする。	R5.5.11
		産業局	産業振興課	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザ、坊勢漁港ふれあいプラザともに、建物と土地の所管部署が異なっているため、建物及び土地を同一の部署に所管させることが望ましい。	不対応（対応困難等）	坊勢漁港ふれあいプラザの敷地は、漁港整備事業により整備された漁業の用に供する土地の一部であり、特別な理由なく水産漁港課以外が所管（所有）することはできない。 一方、同課から占用許可を受けることで同土地の使用が可能となるため、同土地内には、同プラザだけでなく、占用許可を受けて設置された民間の物件（店舗、コミュニティバスの車庫等）など、所管（所有者）の異なる複数の上物が設置されている。 このように、同土地とその上物の所管は、分離した運用が基本となっているため、現状維持としたい。	R5.5.11

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
46	10-1	都市局（都市開発整備事業会計以外）	都市計画課	イーグレひめじ地下駐車場の管理について イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場は、中でつながっており出入口が共用で利用料金も共通であるなど一体的に利用されているが、管理形態が複雑となっている。改善の難しさはあるが、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場が中でつながっており、一体的な利用形態が利用者にとって利便性が高いこと、また、別々に管理する場合の弊害も見られることから、管理（民間事業者（現在は、タイムズ24株式会社）への業務監督を含む）についても一体的に実施できる方法を検討することが望まれる。また、都市計画課が、駐車場を管理する専門部署として最善とはいえないため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。	対応予定	イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場について、一体的な管理を実施できる方法を検討する。 また、駐車場を管理する最善な部署への所管替えを検討する。	R5.5.12
47	10-2	都市局（都市開発整備事業会計以外）	都市計画課	旧イーグレひめじ料理店施設について（所屬替の検討） 旧イーグレひめじ旧料理店施設は再開発時の担当であった都市計画課の所管となっているが、都市計画課が普通財産を管理し、テナント（飲食店に限らない）の選定やテナントの管理をする部署として最善であるとはいえない。他の部局（例えば普通財産であることから管財課）の所管とした方が望ましい。	対応予定	テナントを管理する最善な部署への所管替えを検討する。	R5.5.12
48	10-3	都市局（都市開発整備事業会計以外）	都市計画課	キャスパ地下駐車場について（所屬替の検討） キャスパ地下駐車場は、山陽百貨店の地下にある指定管理者制度が導入されている姫路市営の駐車場である。キャスパの再開発の担当課である都市計画課が所管しているが、都市計画課が駐車場を管理（指定管理者の選定や業務監督）する専門部署として最善とはいえないため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。	対応予定	駐車場を管理する最善な部署への所管替えを検討する。	R5.5.12
49	10-4	都市局（都市開発整備事業会計以外）	都市計画課	久保町貯水槽について（口座用途区分の変更） 久保町貯水槽の土地は、山陽電気鉄道(株)から借りている公衆用トイレの敷地の代替地として山陽電気鉄道株式会社へ貸し付けているものである。したがって、公有財産台帳の口座用途は、遊休地ではなく、貸付地とするほうが望ましい。	対応済	2023.4.14に、遊休地から貸付地に変更済。	R5.5.12

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
50	10-5	都市局（都市開発整備事業会計以外）	まちづくり指導課	旧水井家住宅について（有効活用策の検討） 旧水井家住宅は、内部が一般公開されていないこともあって稼働日は少ない。現状の臨時公開等にとどまらず、有効な活用方法を検討するべきである。	対応済	R7年度より地元まちづくり団体（網干歴史ロマンの会）に維持管理を委託し、10月より定期的に一般公開を行う。	R7.9.8
51	10-6	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	上鈴住宅（木造）跡地について（広場としての使い方について） 広場として利用されているが、市営住宅を除却した後の跡地であることから、まずは土地の売却を検討する必要がある。また、将来市営住宅を建てる可能性があるのであれば、建てるまでの間、土地の有効活用を検討する必要がある。公園や広場としての利用が最善と判断した場合でも、市の制度に基づいたものにするよう検討する必要がある。	対応予定	地元と協議を行い、適切な利用方法を探る予定。	R5.5.12
52	10-7	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	才分譲住宅建設の残地について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。	対応予定	三角地、傾斜地共に普通財産に変更する。今後、三角地については管財課への所属替について協議を行う。また傾斜地についても現在計画中の兵庫県急傾斜地崩壊対策事業の状況を確認の上、管財課への所属替を協議する。	R5.5.12
53	10-8	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	浜田住宅について（土地の有効活用について） 浜田住宅の土地は将来市営住宅の敷地になる可能性は残されているため、行政財産の用途は廃止されていない。しかし、現況は空き地の状態で、将来、網干西住宅の集約予定地として使うことが決定されたとしても、使う（市営住宅を建てる）のはかなり先のことであるため、使用開始までの期間における土地の活用方法を検討することが望まれる。	対応予定	現在、環境政策室による「脱炭素先行地域」（太陽光発電機の敷地）として利活用の協議を進めている。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
54	10-9	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	東阿保住宅について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては、この土地に市営住宅を建設することは考えておらず、現在、遊休地となっていることから、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。	対応済	環境政策室による「脱炭素先行地域」の選定辞退を受け、用途廃止及び普通財産への移行を実施した。	R7.9.8
55	10-10	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	瑞岡住宅について（行政財産の用途廃止について） 瑞岡住宅の土地については、現在の住宅を拡張するための用地として使用される可能性があるものの、住宅を拡張することが決まっている訳ではないので、いったん行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討することが望まれる。	対応予定	財産分類区分を普通財産へ変更する予定。	R5.5.12
56	10-11	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	元県営六九谷住宅について（管財課への所属替の遅延について） 元県営六九谷住宅の土地は、現在、住宅課から管財課への所属替えの手続が進められているが、既に測量等が完了し、境界が確定しているものの、住宅課の所管が継続している。境界確定など売却のための手続が完了すれば、速やかに管財課へ所属替えできるよう、改善の検討が必要である。	対応予定	現在、環境政策室による「脱炭素先行地域」（太陽光発電機の敷地）として利活用の協議を進めており、その協議結果により管財課または環境政策室への所管替を検討する。	R5.5.12
57	10-12	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（行政財産の用途廃止） 旧市之郷寮の土地（行政財産・公共用）は、廃止した市之郷寮の跡地であり、当該土地に市営住宅を建てる予定はないとのことであるので、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。	対応予定	公園部局と協議し、今後も広場として利用予定であれば所属替の協議を行う。所属替が困難な場合は普通財産への変更を検討する。	R5.5.12
58	10-13	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（公園整備課への所属替の検討） 旧市之郷寮の土地は、住宅課が、公園整備課に対して目的外使用許可しており、地元自治会のチビッコ広場として利用されている。住宅課としては、この土地を使用する予定がないので、公園整備課への所属替えを検討することが望まれる。	対応予定	公園部局と協議し、今後も広場として利用予定であれば所属替を検討する。所属替が困難な場合は、地元自治会の意向を確認し、普通財産として地元への貸付を行うか、または建造物撤去を促した上で、管財課への所管替を検討する。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
59	10-14	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	天満住宅跡地の残地について（所属替の検討について） 遊具並びに物置が設置され、公園のようなかたちで使用されており、市の公園との間に連絡通路が設けられているので、一体の公園のように見える状態である。過去の経緯を調査するなどした上で、現状のように公園のような使い方を継続するのが妥当であるか、また、所管部署が住宅課のままで良いかなどについて、再検討する必要がある。	対応予定	隣接する天神二丁目緑地の一部として継続利用できるよう公園部局への所属替を協議する。所属替が不可能な場合は、普通財産に変更した上で遊具・物置の設置者に対し土地の貸付を行うか、または建造物撤去を促した上で、管財課への所管替を行う。	R5.5.12
60	10-15	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	別所第7住宅跡地の残地（公園部分）について（土地の売却の検討について） 過去の経緯を調べる必要はあるが、売却しやすい土地なので、用途廃止して普通財産とした上で売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。（なお、東側がチビッコ広場となっているので、公園整備課への所属替も考えられるが、別所町北宿や別所町小林に都市公園があり、それらに加えて幹線道路沿いに公園又はチビッコ広場を設ける必要があるかについては慎重に検討する必要がある。）	対応予定	過去の経緯を調査・確認し、使用許可している公園部局と協議を行う。また広場部分については自治会等と協議する。	R5.5.12
61	10-16	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	別所第7住宅跡地の残地（別所町北宿867-17）について（土地の売却の検討について） 比較的立地が良い場所にあるにもかかわらず、売却処分されず、現在のような地元自治会を中心とした利用形態になった経緯については、住宅課での調査が必要な状態である。過去の経緯を調べる必要はあるが、当該土地については、単独で住宅地として売却することや、あるいは、隣接の2筆と一体で売却することが可能であることから、用途廃止して普通財産とした上で管財課に所属替えし、売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。	対応予定	過去の経緯を調査・確認し、自治会等と協議する。また、公園部分と一体化して利用されていることより、公園部分と併せて公園部局とも協議を行う。	R5.5.12
62	10-17	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	津熊第一住宅跡地について（土地の利用又は処分方法の検討） 隣地の擁壁がせり出すなど強度がかなり低下し、崩落の恐れが生じており、擁壁の修理が行われないと売却するのが難しい土地である。面積が広いので、売却できない状態であったとしても、活用する方法がないか検討することが望まれる。また、東側隣接地の地権者に擁壁修理を要請し、売却できる状態に持って行く努力も必要である。	対応予定	現地の状況を確認した上で、普通財産に変更し未利用財産として他部署での利活用を照会すると共に擁壁修理の状況により、売却を前提とした管財課への所管替を検討する。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
63	10-18	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	津熊第一住宅跡地について（行政財産の用途廃止） 市営住宅を建設する予定がないので、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。	対応予定	現地の状況を確認した上で、普通財産に変更し、未利用財産として他部署での利活用を照会すると共に、擁壁修理の状況により、売却を前提とした管財課への所管替を検討する。	R5.5.12
64	10-19	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	蒲田デイサービスセンターの敷地について（高齢者支援課への所属替の検討について） 蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。建物は高齢者支援課が所管している。姫路市広畑区蒲田11の土地のうち敷地の用に供する部分については、高齢者支援課に所属替することを検討する必要がある。	対応済	高齢者政策課と管理区分の協議を行い、R7.8.26付で管理区分の変更及び所属替を行った。	R7.9.8
65	10-20	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	廃止市営住宅の残地（自治会使用部分）について（普通財産の貸付地とすることの検討について） 廃止市営住宅の土地のうち市の所有が継続している土地の中には、自治会の使用に供される土地が見受けられる。自治会の使用に関しては、行政財産の目的外使用許可によっている。市営住宅は廃止されているので、行政財産の目的外使用許可によるのではなく、行政財産の用途を廃止し、普通財産にした上で、自治会への貸付契約にすることを検討する必要がある。	対応予定	現状及びこれまでの経緯を再度確認し、普通財産への変更及び貸付に向けて、地元自治会等との協議を行う。	R5.5.12
66	10-21	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	廃止市営住宅の残地（通路、道等）について（通路及び道の処分及び管理について） 市の所有が継続している廃止市営住宅の土地の中には、本来私道とすべき道が含まれているが、市（住宅課）が所有者責任を負うことは望ましいものではない。今後については、市営住宅を廃止してその土地や建物を処分する場合には、市道とすべきものを除き、道や通路が残らないような処分方法を検討する必要がある。また、現在残っている通路や道については、処分方法や管理方法を検討する必要がある。	対応予定	現在残っている通路や道については、現状及びこれまでの経緯を再度確認し、境界の確定・道路部局との調整など、今後の対応を検討する。今後、廃止予定の市営住宅跡地については、処分時に同様の土地の処分方法をよく検討し、引き続き残地を所有しないように努める。	R5.5.12

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
67	10-22	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	廃止市営住宅の残地（傾斜地、山林、水路など）について（行政財産の用途廃止について） 市の所有が継続している廃止市営住宅の一部の土地には、傾斜地、山林、水路など民間への売却が困難なものが見受けられる。こうした土地は、そのままでは住宅用地として使用できず、また、住宅課としては造成して宅地化する予定もないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。	対応予定	現在残っている財産については、現状及びこれまでの経緯を再度確認し、境界が確定した土地から所管替の検討及び普通財産への移行を検討する。	R5.5.12
68	10-23	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	廃止市営住宅の残地の管理について（業務の引継ぎについて） 廃止市営住宅の残地については、経緯が現在の担当者に引き継がれず、調査が必要になっている事例が見受けられた。基礎データなど定量的な情報は記録されているが、一覧性がなく、管理面の課題を拾い上げにくい。一覧にして、定性情報（過去の経緯、管理方法など）や今後の処分（所属替えを含む）方針をまとめておき、担当者が変わっても課題が引き継がれるようにしておくことが望まれる。	対応予定	現在所管している財産について、住宅課所管を継続している経緯等を再度調査する。また、今後、同様な土地が新たに発生した場合は経緯をしっかりと記録する。	R5.5.12
69	10-24	都市局（都市開発整備事業会計以外）	区画整理課	塩町貸付地について（売却努力の継続について） 塩町貸付地は、普通財産であり、行政目的に使用する予定がないため、所有継続は望ましくない。市は、賃借人の資力を考慮して、売渡しの申入れをしていないが、契約書では、賃借人に売渡しを申し入れることは可能となっており、できるだけ早く売却することが望まれる。	対応予定	今後も引き続き、賃借人に対し売却に向けての交渉を継続していきます。	R5.5.12
70	10-25	都市局（都市開発整備事業会計以外）	区画整理課	復興区画整理事業用地について（売却努力の継続及び契約締結努力の継続について） 復興区画整理事業用地のうち、「土地の売買の予約並びに土地賃貸借契約書」を締結している土地については、残り4筆となっており、引き続き売却努力を継続することが望まれる。隣接地の進入路の8筆については、地下に廃止すべき下水管があり、下水管撤去工事が必要になる可能性があるが、隣接地の所有者への売却の検討が望まれる。土地賃貸借契約を結んでいない6筆については、契約を結ぶか、あるいは、土地の返還（建物等がある場合は撤去）を求める若しくは売却することが望まれる。	対応予定	貸付地については、賃借人に対し売却に向けての交渉を今後も継続していきます。 また、契約関係が無く、第三者に占有されている市有地については、売却もしくは賃貸借契約締結を基本方針として占有者と交渉し、下水道管に係る箇所については、関係部署と今後の取扱いについての協議も行い、占有状態の解消を目指していきます。 なお、現在も1筆について売買契約の準備を進めており、近々売却の予定です。	R5.5.12

令和４年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
71	10-26	都市局（都市開発整備事業会計以外）	姫路駅周辺整備課	高架関連事業用地について（口座用途区分の変更について） 高架関連事業用地は、公有財産台帳では、口座用途区分が処分可能地となっている。しかし、高架関連事業は、現在継続中であるため、口座用途区分については、処分可能地ではなく事業予定地とすることが望ましい。	対応予定	口座用途区分を事業予定地に変更します。	R5.5.12
72	10-27	都市局（都市開発整備事業会計以外）	姫路駅周辺整備課	内々環状東線について（道路部局への引継書提出の遅延について） 内々環状東線の歩道拡幅工事については、平成26年度末には完成していたが、道路部局への引継書提出は、令和３年３月になっており、完成から引継ぎまでに約６年もかかっている。迅速に引き継げるよう、改善の検討が必要である。	対応予定	道路完成後に迅速に管理部局へ引継ぎを実施できるよう改善します。	R5.5.12
73	10-28	都市局（都市開発整備事業会計以外）	姫路駅周辺整備課	校区道路について（公有財産台帳の財産分類区分及び口座用途区分の変更について） 姫路駅周辺整備課の所管する土地の中に、財産分類がその他財産で、口座用途が校区道路となっているものがあるが、全て道路予定地である。これらについては、財産分類区分を行政財産・公共用に、口座用途区分を道路予定地に変更することを検討する必要がある。	対応予定	財産分類区分を行政財産・公共用に、口座用途区分を道路予定地に変更します。	R5.5.12
74	11-1	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	墓地の返還条項の改正について 「３年間経過後においても、永代使用料50%を返還する」という現状の墓地返還条項は、利用者に非常に有利な条項であるが、姫路市にとっては非常に不利な条項となっているので、将来的には見直しを検討することが望まれる。一般会計にこの事業を移管する際には、えい地返還による使用料還付金は無視できない金額になると思われるので、その分を過去の実績等を基に見積もって、その分を基金等に積み立てておくことも検討する必要がある。	対応済	令和６年３月２１日に姫路市霊苑条例施行規則を改正し、令和７年４月１日以降の新規貸し付け分より、使用料の返還割合を２０％に変更した。 また、姫路市霊苑基金についても、使用料と返還金の黒字額を積み立てよう改正した。	R6.9.9

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
75	11-2	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	貸借対照表における墓地用地の表示について 造成中の墓地用地を未成貸付土地とし、永代貸付が可能な墓地用地を貸付土地とすることが望ましい。	不対応（対応困難等）	本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
76	11-3	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	永代清掃料について 永代清掃料については、将来、歳入がないにもかかわらず、歳出だけが発生する時期が必ず到来し、将来世代に負担だけを強いることになる。今後、永代清掃料については、永代ではなく他都市のように有期の清掃料に改定することを検討する必要がある。	対応予定	有期の清掃料に改定することは、徴収事務等の事務手続きが煩雑になり困難であるが、将来の清掃料の負担を軽減するためにも、清掃料の増額改定をすることを名古屋山霊苑管理事務所と協議中である。	R5.5.12
77	12-1	建設局	道路総務課	道路総務課所管の駐輪場・自転車駐車場の財産分類区分等について 姫路市が公益財団法人自転車駐車場整備センターに駐輪場とする目的で貸付けている土地について、公有財産台帳では、所在地によって財産分類が「その他財産」「行政財産・公共用」「普通財産」と異なって登録されている。財産分類区分の分類の見直しも含めて、駐輪場に関する財産管理の在り方について検討する必要がある。	対応予定	監査意見を承けて、適切な財産分類及び口座用途に修正する等対応したい。	R5.5.12
78	12-2	建設局	道路建設課	道路建設課所管の四阿（あずまや）について 道路建設課所管の建物である四阿（あずまや）は、道路や道路関連用地ではなく公園内に建てられたものであり、すでに供用が開始されている。早急に公園関連の部署に所属替の手続きを行うことが望まれる。	対応済	道路整備完了後の当該公園施設（四阿）の引継ぎについて、各施設管理課との事前協議において指示を受けた改良工事を今年度実施し、改良工事完了後、速やかに所管課へ所属替え手続きを行うことで合意調整済みである。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
79	12-3	建設局	公園緑地課	財産口座の名称に「(使用不可)」という文言が付加されている事例について 公有財産台帳上、2以上の財産口座が登録されている公園があり、そのうち1つの財産口座は名称に「(使用不可)」という文言が付加されている。現在使用されている工作物は、名称に「(使用不可)」という文言が付加されている財産口座に登録されている。工作物の所属する財産口座を、財産口座名称に「(使用不可)」という言葉が付加されていない財産口座へ登録を変更することについての検討が必要である。	対応予定	財産口座が「使用不可」となっているものの洗い出し(データ確認)を行い、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
80	12-4	建設局	公園緑地課	苦編バイパス南公園について 苦編バイパス南公園に設置されている工作物が、公有財産台帳上、苦編第一公園という名称の財産口座にも登録されている。現在は苦編第一公園という名称の財産口座に登録されている工作物を、苦編バイパス南公園の財産口座の工作物として登録することについて検討する必要がある。	対応予定	該当の工作物を確認し、できるだけ速やかに苦編第一公園から苦編バイパス南公園へ登録を変更したい。	R5.5.12
81	12-5	建設局	公園緑地課	香寺総合公園について 香寺総合公園に設置されている建物は、公有財産台帳上、香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されているが、現在は香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されている建物を、香寺総合公園の財産口座の建物として登録することについて検討する必要がある。	対応予定	財産口座「香寺町総合公園」に登録されている建物を確認し、できるだけ速やかに「香寺総合公園」に登録を変更したい。	R5.5.12
82	12-6	建設局	公園緑地課	宮田団地第七公園について 宮田団地第七公園の土地及び工作物が、公有財産台帳上、宮田団地第六公園という実在しない公園の財産口座に登録されている。現在は宮田団地第六公園という名称の財産口座に登録されている土地及び工作物を、宮田団地第七公園の土地及び工作物として登録することについて検討する必要がある。	対応予定	宮田団地第六公園の財産台帳を確認し、できるだけ速やかに宮田団地第七公園に登録を変更したい。	R5.5.12
83	12-7	建設局	公園緑地課	中島東公園について 中島東公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、工作物は二つの財産口座に分散して登録されている。土地及び工作物を登録する財産口座をいずれかに一つに統一することについて検討する必要がある。	対応予定	当該公園の登録物件を確認し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
84	12-8	建設局	公園緑地課	高浜第一公園について 高浜第一公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。	対応予定	当該公園の登録物件を確認し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
85	12-9	建設局	公園緑地課	英賀乙第二公園について 英賀乙第二公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。	対応予定	当該公園の登録物件を確認し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
86	12-10	建設局	公園緑地課	白国公園について 白国公園については、建物が公有財産台帳に登録されているものの、土地は公有財産台帳への登録漏れとなっている可能性が高い。白国公園の敷地について、取得の経緯にさかのぼって調査を行い、仮に、公有財産台帳への登録が漏れている場合は公有財産台帳に登録することが望ましい。	対応予定	当該公園の底地を調査し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
87	12-11	建設局	公園緑地課	さわやかトイレ（赤坂地区）（口座用途：公衆衛生施設）について さわやかトイレ（赤坂地区）は、赤坂公園の中の施設であるにもかかわらず、独立した公衆衛生施設として公有財産台帳に登録されている。さわやかトイレ（赤坂地区）を、赤坂公園の財産口座に含めて登録することを検討する必要がある。	対応予定	施設を確認し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
88	12-12	建設局	公園整備課	才相田スポーツ広場について 才相田スポーツ広場には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、いずれにも工作物が登録されている。工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、いずれかの財産口座に統一する際には、統一する財産口座の名称を「才相田スポーツ広場」に変更することが望ましい。	対応予定	施設を確認し、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
89	12-13	建設局	河川管理課	河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録について 河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録にあたって、①河川名の財産口座を構成する財産として登録されているケースと②河川名の財産口座ではなく、ポンプ場等で独立した財産口座を設けて、当該財産口座を構成する財産として登録されているケースが見受けられる。いずれかのケースに統一することを検討する必要がある。	対応済	ポンプ場等の独立した施設については、施設名称を財産口座名として分類するほうが今後の財産管理のためにも適切であるため、施設名称による財産口座に修正し公有財産台帳に登録しました。	R5.5.12
90	13-1	消防局	総務課	実態と異なる借受不動産の管理について 市有地でないことを明らかにするために、借受けの実態がないにもかかわらず借受不動産として管理している土地について、借受不動産としての管理ではなく別途情報の引継が行えるよう書面を整備することで、財産所有と管理について実態と形式の整合性を図っていくことが望ましい。	対応済	土地及び建物について、借受財産台帳から削除するとともに、一覧表において管理する。	R5.4.24
91	14-1	教育委員会事務局	学校施設課	姫路市立学校の目的外使用に係る許可権限の委任方法について 学校財産を目的外使用する場合において、使用料を全額免除する等、一定の条件に該当する場合の目的外使用許可については、「姫路市立学校目的外使用について（通知）」により学校（園）長への使用許可権限の委任事項を定めているが、当該通知に定めている内容を規則で定めることを検討する必要がある。	対応予定	目的外使用許可の内容について、運用指針を作成してまいります。	R5.5.10
92	14-2	教育委員会事務局	学校施設課	パイプオルガンの耐用年数について パルナスホールのパイプオルガンは建物と一体として機能しているものであるため、器具備品として5年の耐用年数ではなく、鉄筋コンクリート造の演奏場用建物の耐用年数である41年を選択する実務が考えられる。今後、新しく取得した財産の公有財産台帳への登録にあたっては、公有財産管理システムと資産管理システムがリンク（連携）していることから、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の規定を参照し、適切な財産（資産）の区分及び適切な耐用年数の選択をするよう努めることが望まれる。	対応済	今後、新しく取得した財産の公有財産台帳への登録にあたっては、適切な財産の区分及び適切な耐用年数の選択をするよう努めてまいります。	R5.5.10

令和4年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
93	14-3	教育委員会事務局	学校施設課	神明造の意匠改修について 白浜小学校相撲場の利用開始にあたり千木の一部を撤去予定であるが、神明造の千木は単なる様式であり千木のカットは必要最小限の改修とするなど慎重に判断することが望ましい。	対応済	白浜小学校相撲場につきましては、議会からの提言に対する対応方針に基づき、軽工事により、令和5年5月9日に千木の一部を撤去いたしました。引き続き足場撤去等を行い、当該工事は同月中旬に完了する見込みです。早期の供用開始に向け、引き続き取り組んでまいります。	R5.5.10
94	14-4	教育委員会事務局	姫路科学館	展示物リニューアルに伴う展示物の一部撤去の処理について 姫路科学館は、今後、展示物の入替えによる一部撤去を行う場合において、特に重要な財産の取得又は処分に該当すると判断したときには、撤去された部分の金額及び残存する部分の金額の算定に関する資料を長期に保存することが望ましい。	対応済	今後、展示物の一部撤去に際して特に重要な財産の取得又は処分に該当する場合は、撤去部分及び残存部分の金額の算定資料を長期に保存することとした。	R5.5.10
95	14-6	教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 櫃蔵神社のトイレが利用可能であることを案内する掲示板等を、置塩城跡登山道入り口に設置することで、観光客の利便性を図ることが望ましい。	対応済	地元団体と協議して設置済。	R5.9.19
96	14-7	教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 埋蔵文化財センターの所管する置塩城跡山麓の「郷土資料館予定地」は、郷土資料館の建設計画が白紙撤回されているため、財産口座名称を変更することが望ましい。	対応済	財産口座を「置塩城跡山麓広場」に名称変更済。	R5.9.19
97	15-1	上下水道局	経営管理課	固定資産台帳と公有財産台帳の統合について 上下水道局においては、同じ局にある水道事業と下水道事業で公有財産台帳への取り組み方針が異なっている。将来的には公有財産台帳で記載すべき内容を固定資産台帳の記載事項として追加し、公有財産台帳兼固定資産台帳として活用するなど、両事業における管理方法を統一することが望ましい。	対応予定	水道事業においては、公有財産台帳と固定資産台帳を別々で管理し、それぞれ異なる事務に基づいて作成・活用されてきた経緯がある。固定資産台帳に公有財産台帳としての機能を備える場合、システムの改修等コストの発生も少なからず考えられるため、今後の財務会計システムの統合検討の中で、両台帳を統一することによるメリット・デメリット、事務処理の効率化等を検証したうえで、対応の要否を検討したい。	R5.5.10

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告（通知）日
98	15-2	上下水道局	浄水課	減損会計の適用の検討について	対応予定	指摘のあった遊休資産 2 件について、減損会計の適用が必要かどうか調査を行うこととし、減損処理が必要である場合は、令和 5 年度末において適切な会計処理を行うこととしたい。	R5.5.10
				2 件の遊休資産（土地）については減損会計の適用が必要かの検討がなされていなかったため、減損会計の適用が必要かについて検討することが望ましい。			
99	15-3	上下水道局	浄水課	固定資産台帳の記載内容について	対応予定	ご意見のとおり、姫路市の持分20.24%について全ての土地に取得価格を割り振ることが会計処理上は望ましいと思われるが、修正する場合、188筆すべての台帳をシステム上で削除し、再登録し直す必要があるため、過年度決算値との整合性の検証等、非常に煩雑となる。 当該土地188筆については、生野ダム用地として一体利用されており、実務上、1筆毎の帳簿価格を記載・把握しておく必要性に乏しい資産であると認識しており、今後、財務会計システム更新時に、データ移行作業とあわせて修正が可能かどうかを検討することとしたい。	R5.5.10
				固定資産台帳において、生野ダム関連する土地188筆あるが、1筆に取得価額がまとめて記載され、他の187筆は帳簿価額が0円となっている。現状で問題が生じないとしても、固定資産台帳の土地は、土地の筆ごとに記載管理するのが基本的である。適切な時期に修正することが望ましい。			
100	15-4	上下水道局	下水道管理センター	行政財産の目的外使用許可について	不対応（対応困難等）	過去に市とA社と県で協議した結果、河川管理用道路をA社が大塩処理場内に確保することとなった。このことについて兵庫県と再度協議したが、過去にこのような形で道路確保について協議が終了しており、また、河川管理用道路は現在使用している場所以外でも確保できれば良いため、使用許可申請書を河川管理者の兵庫県から提出することはないとのことだった。そのため対応することは困難。	R5.5.10
				河川管理者でない申請会社は河川管理用道路の許可を求めているが、河川管理用通路の用に供するのであれば、河川管理者の兵庫県が申請すべきであるので、兵庫県に申請者となるよう働きかけることが望ましい。			